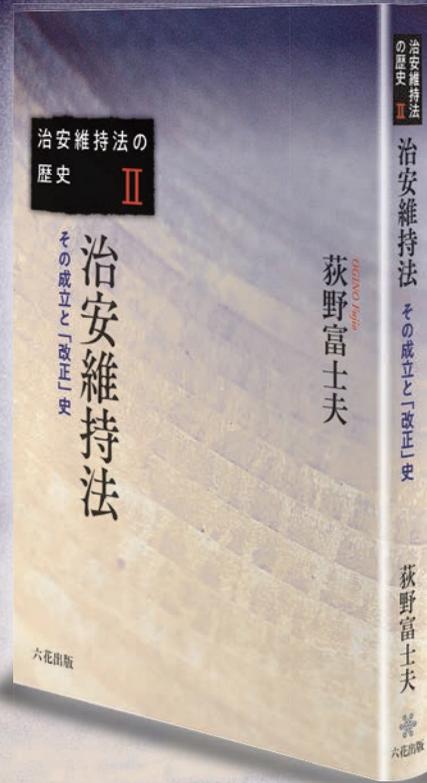


# 天下の悪法・治安維持法は いかにして成立し、 都合良く改変されたのか。

## 治安維持法 その成立と「改正」史

### 治安維持法の 歴史 II

市民を動員して戦争につき進むために  
必須の法律だった治安維持法。  
市民に自由な意思を持つことを制限し、  
その行動と信条や思想までも  
徹底的に弾圧した根拠となった  
治安維持法の成り立ちと、  
為政者に都合良く安易に  
拡大解釈できるように  
「改正」していった道程を明らかにする。



OGINO Fujio  
荻野富士夫 著

2022年  
11月刊行!

A5判・並製・432ページ  
定価 2,500円+税  
(税込2,750円)  
ISBN978-4-86617-167-8

電子書籍版も同時刊行!  
詳細は弊社HPをご覧ください。

著者紹介

荻野富士夫(おぎの・ふじお)

一九五三年 埼玉県生まれ  
一九八七年より小樽商科大学勤務  
二〇一八年より小樽商科大学名誉教授  
主要著書

『特高警察体制史——社会運動抑圧  
取締の構造と実態』せきた書房、一九  
八四年／増補新装版 明誠書林、二  
〇二〇年／戦後治安体制の確立(岩  
波書店、一九九九年)／思想検事(岩  
波新書、二〇〇〇年)／特高警察(岩  
波新書、二〇二二年)／よみがえる戦  
時体制(集英社新書、二〇一八年)

一九二五年の公布施行から四五五年の廃止まで、治安維持法は二〇年の運用にすぎ  
なかったが、そのほぼ「昭和」の前半と重なる二〇年は、大日本帝国の膨張と自己  
崩壊の期間、換言すれば「十五年戦争」とそのための準備期間にほかならない。治  
安維持法の本質は、その成立と廃止の過程に象徴的に示されるといってよい。すな  
わち、法益を「朝憲紊乱」の禁圧から「国体」変革の防止に転換することで成立に  
こぎ着けると、日本国内の運用ではその「国体」変革の領域は膨張し、前半の一〇  
年で本来の取締対象だった「国体」変革をめざす日本共産党とその外廓運動を組織  
的に解体させた。後半の一〇年間には「国体」への異議者、さらにはあらゆる「国体」  
の非忠誠者の一掃に邁進し、戦争遂行体制への批判や障害とみなしたものを思想・  
信仰の次元まで封殺し、「国体」への忠誠を強制的に導き出す威嚇の規範ともなった。

「はじめに」より



六花出版

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-28 電話 03-3293-8787 ファクシミリ 03-3293-8788 <https://rikka-press.jp> e-mail: info@rikka-press.jp

はじめに

「国体」護持のための法律——治安維持法の法益／治安維持法の二〇〇年／本書の構成／新治安法制に最強・最高の武器としての治安維持

Ⅰ 過激社会運動取締法案とその前・後史

一 治安立法の歴史

山県有朋の「社会破壊主義取締法私案」／朝鮮総督府の制令第七号

二 過激社会運動取締法案の起草から廃案まで

欧米諸国の取締法規に学ぶ／司法省と内務省のキャッチボール——過激社会運動取締法案の起草過程／司法省刑事局 vs 内務省警備局 vs 内務省参事官室——三つの治安構想／貴族院での二度の修正

三 過激社会運動取締法案廃案後の治安立法

「完全なる法案」をめざして——一九三三年の「法律案草案」／治安維持法への布石

四 治安維持令

関東大震災後の治安維持／緊急勅令としての治安維持令／低調な運用／二つの秘密結社事件判決

Ⅱ 治安維持法の成立と運用

一 治安維持法の立案へ

新治安立法制定の流れ／新聞報道にみる立案経過

二 治安維持法案の決定

「過激思想」の「流布」から「結社」取締へ——法益の転換／「国体」の登場／「結社」そのものの取締へ／内務・司法・内閣法制局の協議合意

三 治安維持法成立のタイミング

与党内の抵抗／普選法・日ソ基本条約締結との関連

四 治安維持法の成立

「完全なる法案」らしき体裁／護歩ラフイの設定——不動の「国体」／外務省・文部省の関わり／「国体」への口出し不可／予備の又予備——小川法相の「国体」理解／無政府主義観と共産主義観

五 治安維持法の運用へ

「血に狂う警官隊」——治安維持法施行をめぐって／しばらくは「伝家の宝刀」として温存／治安維持法発動に向けて／適用の「一歩手前」——第一次日本共産党事件判決／最初の発動——京都宇連事件の判決／集産党事件の判決

Ⅲ 治安維持法「改正」と運用

一 三・一五事件

治安維持法の本格的発動へ／共産党Ⅱ国体Ⅰ変革の結社

二 治安維持法「改正」へ

「国体」変革の厳罰化／目的遂行罪の導入／治安維持法「改正」案の審議と廃案

三 緊急勅令による「改正」成立

なぜ緊急勅令なのか／政府内での反対を押し切る／紛糾する枢密院の審議／改悪への批判／二つの解説

四 緊急勅令の承諾

政府の思いどおりの展開——陪審法からの除外——裁判闘争の回避

五 「改正」後一九三〇年代前半の治安維持法の運用

自ら成長する特高警察——法の弾力的な活用／思想問題を学び成長する思想検事／「国体」定義の確定／「天皇を君主として奉戴するは我が国体なり」目的罪からの逸脱と目的遂行罪の急激な拡張／目的遂行罪の濫用に抗する／圧倒的多数が懲役刑——「転向促進」のための罰

六 軍法会議における治安維持法運用

治安維持法で裁かれる兵士たち／軍隊内の反戦運動取締／軍法会議での治安維持法運用／平準化していく軍法会議判決／陸軍法務官・島田朋三郎／横須賀鎮守府軍法会議判決／呉鎮守府軍法会議判決

Ⅳ 治安維持法再「改正」の頓挫とその後の運用

一 治安維持法の再「改正」へ

思想対策協議委員「思想取締具体案」／内務省と司法省の対応／司法省の「改正案」立案／司法省「治安維持法改正要旨」／警保局「改正治安維持法義解」——禁刑の削除／支援結社「処罰の新設」法曹関係者の「改正」意見

二 廃案となった一九三四年の治安維持法「改正」案

議会審議の経過／対立の焦点——右翼取締／対立の焦点——「予防拘禁」削除／不可解な廃案理由／無言の脅威——「改正案」の影響

三 またも廃案となる一九三五年の治安維持法「改正」案

国家主義運動への対応／「予防拘禁」への執着断念——「天皇機関説」問題の出現による廃案——衆議院での審議／しばむ「改正」の緊切性

四 一九三〇年代後半の治安維持法運用の膨張

「改正」案にそった運用拡大／大審院判決の一時的緩和／目的遂行罪の適用がさらに拡大／「凡ゆる角度より推論追及して」から「些たるる法的技術に拘わらず」へ／人民戦線事件への発動／反ファシズム、すなわち「国体」変革という論理／「コンメン」を理由とし、大取締——自由主義・民主主義に対する排撃と抑圧へ／「急進的自由主義」処断のからくり／唯物論研究会の場合——「学」の同伴者団体として／「左翼的啓蒙」まで目的遂行罪を拡張／「類似宗教」／「邪教」取締の本格化——大本教・新真宗教・新真宗教青年同盟などの適用／「国体」変革から「国体」否認へ／在日朝鮮人運動への運用厳重化／無政府主義運動への発動

Ⅴ 思想犯保護観察法と運用

一 思想犯保護観察法の背景

「検挙時代」から「保護観察時代」へ——思想犯保護事業の位置づけ／「転向」施策の仕上げとしての「保護」——思想犯保護観察制度の生みの親——森山武市郎／検挙より「転向」重視

二 思想犯保護観察法の成立

「威嚇弾圧」の立法から「保護指導」の立法へ／「保護指導」への方向転換の内実／立案の経過——加藤十の反対論／積極的な「思想」の指導——日本精神の体得／保護事業関係者や法学者、弁護士による批判

三 思想犯保護観察法の運用

思想犯「処分」の新段階——思想犯保護観察法の「現場」／運用九年度間の推移——「保護」重視——「生活」の確立の方針——転向者の愛国運動の推進——国民精神総動員運動への参加——「個別輔導」から「集団輔導」へ——「保護観察」対象の拡大——個人主義・自由主義の精算へ——思想保護団体の統合——見直される運用——「観察」重視——「厳父」性への方向転換へ——思想保護への錬成——戦局悪化のなごりの保護観察のあがき

Ⅵ 新治安維持法と運用

一 新治安維持法の成立

「改正」案提出の模索——「改正」作業の進展——一九三九年の「治安維持法改正法律案」／思想警察の「改正」要望——「大体の成案」——思想取締の「完璧」を期す／ために／無修正での議会通過——無批判な報道と法学者在野法曹

二 新治安維持法の概要

「第一章 罪の増補強化」／「第二章 刑事手続」——審理の促進と簡易化／「第三章 予防拘禁」——罪刑法定主義を大きく逸脱／新治安維持法と国防保安法——立法と司法の「日本化」

三 新治安維持法「罪」の運用

「国体」変革——否定の処罰厳重化／新しく取締対象となった宗教活動／憲兵による新治安維持法運用／統計からみる新治安維持法の運用／ソルゲ事件と治安維持法／北海道生活圏画連連事件——目的遂行罪——適用の踏襲——唯物論研究会事件——支援結社の認定——支援結社についての審判例／虚構の産物／中核体——個人や少数の言動への処断の根拠——「共産主義意識の政黨立場」／在日朝鮮人と新治安維持法／「民族独立」への発動公開——「国体」変革の結社——集団の適用——在日台湾人への治安維持法発動／中国共産党加入への厳罰——類似宗教への積極的発動——「国体」否定の集団として発動／偶像礼拝排撃も取締の対象に／処断の非論理性にあえて抗する／執行猶予への処断の逆襲

四 新治安維持法「刑事手続」の運用

強制捜査権の運用をめぐる警察と検察の主導権争い／二審制と弁護権の制限

五 新治安維持法「予防拘禁」の運用

「改善的機能」と「保安的機能」／「予防拘禁」の決定／「予防拘禁」制の不振

Ⅶ 治安維持法の廃止

一 敗戦後の治安維持法の存続

治安維持法体制の継続／迅速な公判と司法処分の継続／治安維持法廃止への予兆

二 治安維持法の「廃止」

「人権指令」発令の衝撃——「人権指令」の骨抜き／治安維持法体制の「解体」

三 治安維持法廃止後の治安体制

「大衆的運動」の抑圧取締へ／治安機構の復活

あとがき

シリーズ 治安維持法の歴史

Ⅰ 治安維持法の「現場」——治安維持法事件はどう裁かれたか 二〇二二年五月
Ⅱ 治安維持法——その成立と「改正」史 二〇二二年一月
Ⅲ 朝鮮の治安維持法の「現場」——治安維持法事件はどう裁かれたか 二〇二二年五月
Ⅳ 朝鮮の治安維持法——運用の通史 二〇二二年一月
以下、V.IVの順に刊行
Ⅴ 台湾の治安維持法 二〇二三年五月
Ⅵ 「満洲国」の治安維持法 二〇二三年一月

●弊社は注文制です。お近くの書店へご注文ください。お急ぎの場合は小社に直接ご連絡ください。電話 03(326963)07807

Fax 03(326963)07808 E-mail info@rika-press.jp

発行 Ⅱ 六花出版 著 荻野富士夫

治安維持法の歴史Ⅱ

治安維持法

その成立と「改正」史

定価 2,750円(税込) ISBN978-4-86617-167-8

注文カード

帖合・貴店名

（八木書店経由）

注文数

冊

お名前

お電話番号

注文 年 月 日